

令和6年6月佐倉市議会定例会提案目次

議案第1号 令和6年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ6億9,779万2,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額559億4,079万2,000円
- ◇ 歳入
 - 国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債の増
- ◇ 歳出の主なもの
 - 公共交通継続支援事業（物価高騰対応分）、介護施設等物価高騰対策支援金支給事業（物価高騰対応分）など福祉施設に対する物価高騰分の補助、児童手当制度改正準備事業、民間保育園等支援事業（物価高騰対応分）など保育施設等に対する給食食材費の高騰分の補助、感染症等予防事業（定期予防接種）、水道事業会計への繰出経費（物価高騰対応分）、小学校施設改築・改造事業及び地域連携事業の増
- ◇ 地方債補正
 - ふるさと広場水上デッキ整備事業債の追加

議案第2号 令和6年度佐倉市介護保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ565万円の増額補正
- ◇ 補正後予算額152億8,974万7,000円
- ◇ 歳入歳出予算の内容
 - 保険給付費の増

議案第3号 令和6年度佐倉市水道事業会計補正予算

- ◇ 収益的収入の補正額 1,203万3,000円の減額補正
補正後収益的収入 42億410万2,000円
- ◇ 収益的支出の補正額 1,203万3,000円の減額補正
補正後収益的支出 43億2,904万円
- ◇ 収益的収支の内容
 - 水道料金の基本料金（2か月分）の減免に係る補正

議案第 4 号 一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 令和 6 年能登半島地震の被災地への職員の派遣など近年の災害対応の状況等に鑑み、特殊勤務手当の支給の趣旨に沿った災害出動手当の支給が可能となるよう、その支給要件等を改めるもの
 → 災害出動手当の支給額及び支給対象となる勤務内容を下表のとおり見直し

区分	改正案	現行
支給額 (日額)	2,160 円以内	1,000 円以内
勤務内容 (支給対象)	1 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視、当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査又は避難所の開設若しくは運営に従事したとき。 2 災害救助法が適用された災害発生市町村に派遣され、その区域内において一定の救助をしたとき。 3 2 のときのほか、本市の区域外で異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該地域に派遣され、災害対応業務に従事したとき。	災害対策本部が設置された場合に、動員命令を受けて現場作業等に従事する職員

- ※ 公布の日から施行（上記 2 又は 3 のときに支給される災害出動手当については、令和 6 年 1 月 1 2 日に遡及して支給）

議案第 5 号 佐倉市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定 について

◇ 地方税法の改正に伴い、市税賦課事項を変更しようとするもの
(主な内容)

<個人市民税関係>

→ 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする。

- ・ 新たな公益信託制度

公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)により創設される制度をいい、従来の公益信託に比べて対象・範囲が拡大(受託者は信託会社に限られない、信託財産は金銭に限られない、信託事務は金銭による助成に限られない等)する一方、主務官庁の裁量による許可制度を廃止し、公益信託の定義・要件及び公益信託認可の基準を法定するとともに、公益法人制度と共通の行政庁及び第三者委員会による一元的な認可・監督等の仕組みが整備される。

※ 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日(経過措置あり)

→ 特別税額控除対象納税義務者(同一生計配偶者(控除対象配偶者及び国外居住者を除く。)を有するものに限り)に対する令和7年度分の特別税額控除(定額減税)に係る規定を整備

- ・ 特別税額控除対象納税義務者

前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者をいう。

- ・ 令和7年度分の特別税額控除(定額減税)

課税資料の制約により令和6年度分の特別税額控除の対象外とされた上記同一生計配偶者分の控除として、令和7年度分の個人住民税所得割額から1万円を税額控除(減税)するものをいう。

※ 公布の日から施行

<固定資産税関係>

→ 「わがまち特例」（課税標準等の特例のうち課税標準となるべき価格に市町村の条例で定める割合（以下「特例割合」という。）を乗じて得たものを課税標準とするものなどをいう。以下同じ。）に係る特例割合を下表のとおり規定（いずれも参酌すべき基準のとおり）

区分	対象となる「わがまち特例」	特例割合
①	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）について、最初の3年度分に限り、課税標準をその価格に特例割合を乗じて得た額とするもの	6 / 7
②	令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産について、最初の5年度分に限り、課税標準をその価格に特例割合を乗じて得た額とするもの	1 / 2

※ 公布の日から施行（経過措置あり）

議案第 6 号 佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定 について

◇ 地方税法の改正に伴い、都市計画税賦課事項を変更しようとするもの

→ 「わがまち特例」に係る特例割合を下表のとおり規定（参酌すべき基準のとおり）

対象となる「わがまち特例」	特例割合
令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産について、最初の5年度分に限り、課税標準をその価格に特例割合を乗じて得た額とするもの	1 / 2

→ 都市計画税の課税標準に係る読替規定に上記「わがまち特例」に係る地方税法からの引用条項を追加

※ 公布の日から施行

議案第 7 号 佐倉市地域包括支援センターの包括的支援事業に関する基準を定める条例及び佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

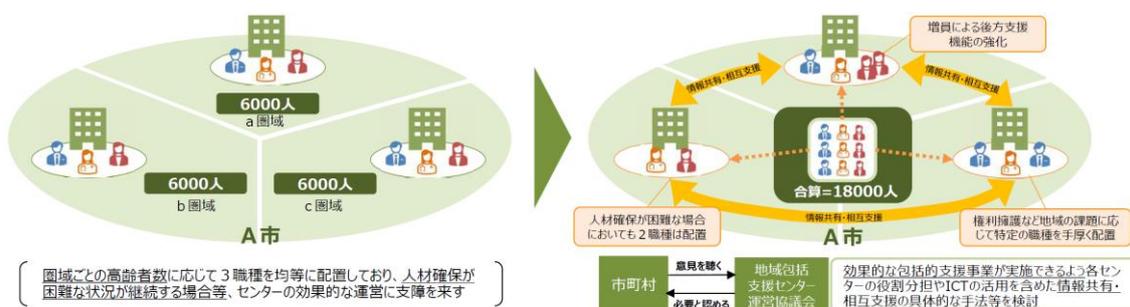
◇ 厚生省令の改正に伴い、同省令に基づいて定めている佐倉市地域包括支援センターの包括的支援事業に関する基準を同省令のとおり改めるもの

→ 地域包括支援センター（以下「センター」という。）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。以下「3職種」という。）の配置基準（現行（原則）：一のセンターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに配置すべき3職種の常勤の職員の員数は、それぞれ各1人とする。）を次のとおり柔軟化する。

① 地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）が第1号被保険者の数やセンターの運営の状況を勘案して必要と認める場合は、センターの職員の員数について常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができるようにする。

② センターにおける効果的な運営に資すると協議会が認める場合は、複数のセンターが担当する区域を一つの区域として、当該区域内の第1号被保険者数に応じて配置すべき常勤の職員数を、区域内のセンターで合算して配置することで、それぞれのセンターが配置基準を満たすものとする。

なお、この場合においても、当該一のセンターは、3職種のうちいずれか2職種以上の職員を配置しなければならないこととする。



- ◇ 同省令の改正に伴い、佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例における同省令からの引用条項を整理するもの
- ※ 公布の日から施行

議案第 8 号 佐倉市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 佐倉市立南志津保育園の民営化に伴い、令和6年7月1日をもって同園を廃止するもの
 - 条例中の同園の名称、位置及び定員について定める部分を削除
- ※ 令和6年7月1日から施行

議案第 9 号 佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 厚生労働省令の改正に伴い、同省令に基づいて定めている佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を同省令のとおり改めるもの
 - 小規模保育事業及び事業所内保育事業に係る保育士又は保育従事者の配置基準を下表のとおり見直し

区分	改正案	現行
満3歳以上満4歳に満たない児童	おおむね 15人につき1人	おおむね 20人につき1人
満4歳以上の児童	おおむね 25人につき1人	おおむね 30人につき1人

- ※ 公布の日から施行

議案第10号 佐倉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 道路運送法等の改正に伴い、地域公共交通会議の所掌事務を改めるもの

→ 同法等に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないように、協議を行うべき場が下表のとおり改められたことに伴い、本市の地域公共交通会議の所掌事務から運賃及び料金に関するものを除外

改正後	改正前
新たに設置等する協議会 ※ 一般乗合旅客自動車運送事業者については、運賃等を定めようとする事業者のみが参加	地域公共交通会議等 ※ 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者以外の事業者も参加

- ・ 地域公共交通会議
道路運送法等に規定される協議を行うため市に設置され、次に掲げる事項を所掌事務とする会議をいう。
 - ① 地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運送の態様、運賃、料金等に関する事。
 - ② 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事。
 - ③ 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事。
 - ④ 地域公共交通計画の実施に関する事。
 - ⑤ 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事。
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業
いわゆる路線バスや乗合タクシー等、個々の旅客の依頼に応じて運賃を収受し、自動車で乗合旅客を運送する事業をいう。

※ 公布の日から施行

議案第 11号 佐倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定 について

- ◇ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、同法からの引用条項を整理するもの
 - 改正前の同法第10条第1項に規定されていた保護命令（接近禁止命令及び退去等命令で構成）のうち退去等命令について、改正後の同法第10条の2に規定することとされたことから、下表のとおり同条に係る引用条項を追加

改正後	改正前
第10条第1項及び第10条の2	第10条第1項

- ※ 公布の日から施行

議案第 12号 佐倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定につ いて

- ◇ 下水道法施行令等の改正に伴い、条文中の用語の整理等を行うもの
 - 公共下水道等からの放流水に含まれる「大腸菌群数」に係る基準について、より正確な指標である「大腸菌数」を測定することが技術的に可能となったことに伴い、この基準を「大腸菌数」に係る基準に改めることとされたことから、条例中の用語である「大腸菌群数」を「大腸菌数」に変更
- ※ 令和7年4月1日から施行
 - 指定工事店の事業所に1人以上専属して配置すべきこととして
いる責任技術者について、他の事業所との兼務を可能とする。
 - 条例中の規定中水質基準に係るものを別表に整理
- ※ 公布の日から施行

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

- ◇ 岩井 睦（いわい・むつみ）氏の任期満了（本年9月30日付け）に伴い、同氏を人権擁護委員候補者として再度推薦することについて、議会の意見を求めるもの
 - 任期
令和6年10月1日～令和9年9月30日

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

- ◇ 小山田 秀男（おやまだ・ひでお）氏の任期満了（本年9月30日付け）に伴い、同氏を人権擁護委員候補者として再度推薦することについて、議会の意見を求めるもの
 - 任期
令和6年10月1日～令和9年9月30日

諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

- ◇ 木内 達彦（きうち・たつひこ）氏の任期満了（本年9月30日付け）に伴い、同氏を人権擁護委員候補者として再度推薦することについて、議会の意見を求めるもの
 - 任期
令和6年10月1日～令和9年9月30日

諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について

- ◇ 吉森 文男（よしもり・ふみお）氏の任期満了（本年9月30日付け）に伴い、同氏を人権擁護委員候補者として再度推薦することについて、議会の意見を求めるもの
 - 任期
令和6年10月1日～令和9年9月30日